【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【中間会計期間】	第111期中(自　2026年4月1日　至　2026年9月30日)
【会社名】	松井証券株式会社
【英訳名】	MATSUI SECURITIES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員　　和里田　聰
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町一丁目4番地
【電話番号】	03(5216)0606（代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員コーポレート部門担当　　鵜澤　慎一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町一丁目4番地
【電話番号】	03(5216)0606（代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員コーポレート部門担当　　鵜澤　慎一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第110期 中間会計期間	第111期 中間会計期間	第110期
会計期間		自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日	自 2026年 4月 1日 至 2026年 9月30日	自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日
営業収益	(百万円)	23,839	34,048	52,660
純営業収益	(百万円)	22,323	30,858	49,087
経常利益	(百万円)	10,152	16,528	23,813
中間(当期)純利益	(百万円)	6,535	10,435	15,480
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	―	―	―
資本金	(百万円)	11,945	11,945	11,945
発行済株式総数	(株)	259,264,702	259,264,702	259,264,702
純資産額	(百万円)	79,578	86,986	82,347
総資産額	(百万円)	1,251,800	1,476,479	1,354,059
1株当たり中間(当期)純利益	(円)	25.38	40.50	60.11
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	(円)	25.33	40.39	59.96
1株当たり配当額	(円)	25.00	28.00	50.00
自己資本比率	(%)	6.3	5.9	6.1
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	75,328	△73,969	3,468
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△2,247	△2,302	△6,317
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△84,679	108,572	2,880
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	(百万円)	70,118	114,049	81,748

(注) 持分法を適用した場合の投資利益については、第110期中間会計期間については、関連会社がないため記載しておりません。第110期及び第111期中間会計期間については、持分法非適用の関連会社がありますが、重要性が乏しいため記載しておりません。

２ 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

経営者の視点による当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。なお、当社はオンライン証券取引サービスの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の状況及び分析

当中間会計期間の国内株式市場は、期首に51,000円台で取引を開始した日経平均株価が、中東情勢の緊張緩和期待や半導体関連株の上昇を背景に、4月下旬には終値で初の60,000円台をつけました。その後も米・イランの戦闘終結への期待や日銀の追加利上げ決定後の市場の落ち着きを受けて、6月22日には取引時間中の史上最高値を更新し、72,000円台をつけました。7月は米国や韓国の半導体関連株に連動した荒い値動きが続き、中旬以降は中東情勢悪化の懸念を背景に61,000円台まで下落しました。8月は米早期利上げ観測の後退やAI・半導体関連株への見直し買いから69,000円台まで回復したものの、その後は地政学リスクへの警戒や世界的な長期金利の上昇を受けて反落、9月にはAI開発の減速懸念も加わり63,000円台まで下落しました。月末にかけては、米国の政策金利の高止まりや日銀の金融緩和的な政策スタンスの維持を背景とした円安の進行に加え、米半導体株高を受け、国内の関連銘柄が買われ、株価は上昇し、9月末の日経平均株価は66,000円台で取引を終えました。

このような市場環境の中で、二市場（東京、名古屋の各証券取引所）合計の株式等売買代金は、前中間会計期間と比較して88%増となりました。当社の主たる顧客層である個人投資家については、堅調な株価推移を背景に取引が拡大し、二市場全体における個人の株式等委託売買代金は同89%増となりました。なお、二市場における個人の株式等委託売買代金の割合は26%と、前中間会計期間と同水準となりました。当社の株式等委託売買代金については、同100%増となりました。

当中間会計期間における当社の取組みとしては、認知度向上を目的として、俳優の広瀬アリスさんを起用したCMを継続して放映しました。投資の「おもしろさ」を伝えるYouTube公式チャンネルにおいては、様々な分野の有識者の対話を通じて投資のヒントを提供する「MATSUI SUMMIT」や、資本業務提携契約を締結したファイブスター投信投資顧問のファンドマネージャーが特色のあるアクティブ投信を解説する「インベスターマスター」を配信するなど、継続して新たなコンテンツを提供しました。登録者数は108万人、総再生回数は2億回に達し、ネット証券のYouTubeチャンネルとして業界No.1の地位を維持しております。また、動画制作の豊富なノウハウを活用し、企業IRを支援する動画制作・配信サービスの提供を開始しました。投資情報メディア「マネーサテライト」においては、中東情勢、AI・半導体銘柄などの解説動画をタイムリーに配信し、顧客の投資判断に資する質の高い情報提供に努めました。株式ビジネスについては、信用取引残高の日次データ提供を開始したほか、日本株アプリの売買分析画面や株式チャートの機能を拡充し、利便性の向上を図りました。FXビジネスについては、人気通貨ペアのスプレッド縮小に加え、建玉上限の引き上げや取引ツールの機能改善などを通じて取引環境の質向上に取り組みました。米国株ビジネスについては、個人投資家に人気の銘柄を上場初日から取引可能とするなど機動的な対応を行ったほか、投資情報ツール「マーケットラボ米国株」の機能を改善し、成長領域での顧客基盤拡大に取り組みました。また、セキュリティ面では、パスキーを導入し、専用ダイヤルの設置や動画コンテンツによるサポートなどを通じてその利用促進を図ることで、安心して取引できる環境の整備に取り組みました。

以上を背景に、営業収益は34,048百万円（同42.8%増）、純営業収益は30,858百万円（同38.2%増）と大幅な増加となりました。また、営業利益は16,484百万円（同60.6%増）、経常利益は16,528百万円（同62.8%増）、中間純利益は10,435百万円（同59.7%増）と大幅な増加となりました。

収益・費用の主な項目については以下の通りです。

（受入手数料）

受入手数料は16,109百万円（同42.0%増）となりました。そのうち、委託手数料は15,421百万円（同42.5%

増）となりました。これは主として、株式等委託売買代金に占める一日信用取引（手数料が原則として無料となります）の割合が増加したこと等により手数料率が低下したものの、売買代金全体が大幅に増加したことによるものです。

（トレーディング損益）

トレーディング損益は、主としてFX取引のトレーディング益により、3,005百万円（同1.6%減）の利益となりました。

（金融収支）

金融収益から金融費用を差し引いた金融収支は11,735百万円（同48.1%増）となりました。これは主として、金利水準の上昇等を背景に支払利息が増加したものの、顧客分別金信託の収益分配金が増加したことや、信用取引買残高の増加に伴い信用取引収益が増加したことによるものです。

（販売費・一般管理費）

販売費・一般管理費は、同19.2%増の14,374百万円となりました。これは主として、広告宣伝費の増加や株式等委託売買代金の増加に伴う取引所等の費用の増加等に伴い、取引関係費が同30.8%の増加となったことや、事務委託費の増加により事務費が同16.1%の増加となったことによるものです。

（特別損失）

特別損失は1,302百万円となりました。これは主として、金融商品取引責任準備金繰入れ1,261百万円を計上したことによるものです。

(2) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の主たる事業は、個人投資家向けの株式等委託売買業務であり、収入項目としては受入手数料、とりわけ株式等売買に関する委託手数料が当社の業績に重要な影響を及ぼします。また、主として信用取引に起因する金融収益についても当社の業績に重要な影響を及ぼす要因となります。しかしながら、その水準はともに株式市場の相場環境に大きく左右されます。なお、顧客分別金信託の収益分配金収入や、調達資金の支払利息も金融収支の重要な要素ですが、その水準は株式市場の相場環境や金利環境に大きく左右されます。

(3) 財政状態の状況及び分析

当社の主な資産は、顧客からの預り金や受入保証金等を信託銀行に預託した顧客分別金信託（預託金に含まれます）と、信用取引貸付金を中心とする信用取引資産です。一方、信用取引貸付金に充当することを目的として、短期借入金等による調達を行っております。当社の主な負債は、預り金、受入保証金及び短期借入金です。

当中間会計期間末の資産合計は、対前事業年度末比9.0%増の1,476,479百万円となりました。これは主として、信用取引貸付金が同20.3%増の509,493百万円となったことによるものです。

負債合計は、同9.3%増の1,389,493百万円となりました。これは主として、信用取引貸付金の増加に伴い短期借入金及び信用取引借入金が合計で同20.2%増の445,826百万円となったことによるものです。

純資産合計は、同5.6%増の86,986百万円となりました。当中間会計期間においては、2026年3月期期末配当金6,440百万円を計上する一方、中間純利益10,435百万円を計上しております。

(4) キャッシュ・フローの状況及び分析

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、預り金や有価証券担保借入金が増加したことに伴うキャッシュ・フローがプラスとなったものの、信用取引資産及び信用取引負債の増減等により、73,969百万円のマイナス（前中間会計期間は75,328百万円のプラス）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、2,302百万円のマイナス（前中間会計期間は2,247百万円のマイナス）となりました。これは、無形固定資産の取得による支出が主な要因です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、108,572百万円のプラス（前中間会計期間は84,679百万円のマイナス）となりました。これは、短期借入金が純増加となったことが主な要因です。

以上の結果、当中間会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、114,049百万円（前中間会計期間末は70,118百万円）となりました。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社が行う資金調達は、主として信用取引貸付金の原資に対応するものです。経常的な信用取引貸付金の増減については、銀行等金融機関からの短期借入金の増減を中心に対応しております。信用取引貸付金の水準が大きく増加する場合に備えて、社債による資金調達を機動的に行えるよう発行登録も行っておりますが、当中間会計期間末現在においては、信用取引貸付金と内部留保の水準を踏まえ、資金調達の大部分はコールマネーを含む短期借入金によっております。

なお、複数の金融機関と当座貸越契約やコミットメントライン契約を締結することで、資金調達の安全性を確保しております。

(6) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当中間会計期間において、重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定に重要な変更はありません。

(7) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、経営方針・経営戦略等に重要な変更はありません。

(8) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更はなく、新たに生じた課題もありません。

(9) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,050,000,000
計	1,050,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株)(2026年9月30日)	提出日現在発行数(株)(2026年11月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	259,264,702	259,264,702	東京証券取引所プライム市場	単元株式数は100株であります。
計	259,264,702	259,264,702	―	―

(注) 提出日現在発行数には、2026年11月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

松井証券株式会社第13回新株予約権

決議年月日	2026年7月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）2 及び当社執行役員（取締役兼務を除く。）7
新株予約権の数（個） ※	1,998
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 199,800（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2028年8月1日～2034年7月31日（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 831 資本組入額 416
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得には、当社取締役会の承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※新株予約権の発行時（2026年7月31日）における内容を記載しております。

（注）1

新株予約権1個につき目的となる株式の数は100株です。当社が株式の分割、株式の無償割当てまたは株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整を行います。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われます。

調整後株式数（1株未満切り捨て）＝ 調整前株式数 × 株式分割または株式併合の比率

なお、調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日以降、株式無償割当または株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用するものとします。

また、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて株式数の調整が必要となる場合、当社取締役会において付与株式数の調整を行うことができるものとします。

（注）2

行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日とします。

（注）3

1) 新株予約権の行使時において、当社取締役または執行役員であることを要します。ただし、任期満了により退任した場合、その他合理的な理由があると当社取締役会が認めた場合はこの限りではありません。
2) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとします。
3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

（注）4

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいいます。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに定める株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数は、新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類は再編対象会社の普通株式とします。
3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定します。
4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後行使価額（組織再編行為に際して交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。）に3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
5) 新株予約権を行使することができる期間は、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとし、7)に定める条件に従って行使することができるものとします。
6) 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の行使の条件及び新株予約権の取得条項は、それぞれ現在の新株予約権の内容に準じて決定するものとします。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2026年 4月 1日～2026年 9月30日	―	259,264,702	―	11,945	―	9,793

(5) 【大株主の状況】

2026年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
有限会社丸六	東京都文京区西片2丁目4番2号	96,706	37.52
有限会社松興社	東京都文京区西片2丁目4番2号	35,722	13.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	22,356	8.67
株式会社MamFive	東京都文京区西片2丁目4番2号	5,862	2.27
株式会社MamOne	東京都文京区西片2丁目4番2号	5,862	2.27
株式会社MamThree	東京都文京区西片2丁目4番2号	5,862	2.27
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8番12号	4,600	1.78
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 （常任代理人　株式会社みずほ銀行　決済営業部）	240 GREENWICH STREET,NEW YORK,NY 10286,U.S.A. （東京都港区港南2丁目15番1号 品川インターシティA棟）	1,632	0.63
JP MORGAN CHASE BANK 385781 （常任代理人　株式会社みずほ銀行　決済営業部）	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM （東京都港区港南2丁目15番1号 品川インターシティA棟）	1,577	0.61
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 （常任代理人　株式会社みずほ銀行　決済営業部）	ONE CONGRESS STREET,SUITE 1,BOSTON,MASSACHUSETTS （東京都港区港南2丁目15番1号 品川インターシティA棟）	1,525	0.59
計	―	181,703	70.50

（注）1．上記のほか当社所有の自己株式1,547千株があります。
2．信託銀行等の信託業務に係る株式数については、当社として網羅的に把握することができないため、株主名簿上の名義での所有株式数を記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 1,546,500	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 257,579,600	2,575,563	―
単元未満株式	普通株式 138,602	―	―
発行済株式総数	259,264,702	―	―
総株主の議決権	―	2,575,563	―

(注) 1.「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が400株、信用取引貸付金の自己融資見返り株式が23,300株含まれております。また、「議決権の数」欄には証券保管振替機構名義の完全議決権株式にかかる議決権の数4個が含まれております。なお、「議決権の数」欄には信用取引貸付金の自己融資見返り株式の完全議決権株式にかかる議決権の数233個は含まれておりません。
2.「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式9株が含まれております。

② 【自己株式等】

2026年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	1,546,500	―	1,546,500	0.60
計	―	1,546,500	―	1,546,500	0.60

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第４ 【経理の状況】

１．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第183条及び第203条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2026年4月1日から2026年9月30日まで)に係る中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により期中レビューを受けております。

３．中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2026年3月31日)	当中間会計期間 (2026年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	76,149	107,096
預託金	749,012	740,912
金銭の信託	5,599	6,953
トレーディング商品	9,066	13,248
商品有価証券等	5	0
デリバティブ取引	9,061	13,248
約定見返勘定	219	―
信用取引資産	427,332	511,328
信用取引貸付金	423,617	509,493
信用取引借証券担保金	3,715	1,835
有価証券担保貸付金	25,963	28,203
借入有価証券担保金	25,963	28,203
立替金	536	589
募集等払込金	2,256	3,543
短期差入保証金	21,758	25,443
その他	9,490	11,811
貸倒引当金	△17	△26
流動資産計	1,327,362	1,449,100
固定資産		
有形固定資産	1,792	1,685
無形固定資産	9,462	9,422
ソフトウエア	9,462	9,422
その他	0	―
投資その他の資産	15,443	16,273
投資有価証券	11,044	11,705
関係会社株式	953	1,099
その他	3,889	3,890
貸倒引当金	△443	△422
固定資産計	26,697	27,379
資産合計	1,354,059	1,476,479

(単位：百万円)

	前事業年度 (2026年3月31日)	当中間会計期間 (2026年9月30日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	1,278	880
デリバティブ取引	1,278	880
約定見返勘定	―	541
信用取引負債	89,301	44,050
信用取引借入金	53,901	13,926
信用取引貸証券受入金	35,399	30,124
有価証券担保借入金	47,840	63,768
有価証券貸借取引受入金	47,840	63,768
預り金	426,780	447,465
受入保証金	369,701	378,497
有価証券等受入未了勘定	―	8
短期借入金	316,900	431,900
未払法人税等	4,841	4,802
賞与引当金	714	409
その他	8,163	9,718
流動負債計	1,265,517	1,382,037
固定負債		
その他	335	336
固定負債計	335	336
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	5,859	7,120
特別法上の準備金計	5,859	7,120
負債合計	1,271,712	1,389,493
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,945	11,945
資本剰余金	9,793	9,793
利益剰余金	59,500	63,482
自己株式	△1,262	△1,169
株主資本合計	79,976	84,050
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,040	2,579
評価・換算差額等合計	2,040	2,579
新株予約権	332	357
純資産合計	82,347	86,986
負債・純資産合計	1,354,059	1,476,479

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	当中間会計期間 (自 2026年4月1日 至 2026年9月30日)
営業収益		
受入手数料	11,347	16,109
委託手数料	10,819	15,421
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	13	22
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	0	0
その他の受入手数料	514	666
トレーディング損益	3,054	3,005
金融収益	9,438	14,925
その他の営業収益	―	10
営業収益計	23,839	34,048
金融費用	1,516	3,190
純営業収益	22,323	30,858
販売費・一般管理費		
取引関係費	3,773	4,936
人件費	2,359	2,580
不動産関係費	608	767
事務費	3,065	3,559
減価償却費	1,830	1,916
租税公課	270	400
貸倒引当金繰入れ	0	23
その他	155	194
販売費・一般管理費計	12,060	14,374
営業利益	10,263	16,484
営業外収益		
受取配当金	8	7
投資事業組合運用益	62	98
その他	9	19
営業外収益計	79	124
営業外費用		
投資事業組合運用損	189	80
その他	1	0
営業外費用計	190	80
経常利益	10,152	16,528
特別損失		
投資有価証券評価損	―	41
金融商品取引責任準備金繰入れ	359	1,261
支払補償金	369	―
固定資産除売却損	18	0
特別損失計	746	1,302
税引前中間純利益	9,406	15,226
法人税、住民税及び事業税	2,994	5,085
法人税等調整額	△123	△295
法人税等合計	2,870	4,790
中間純利益	6,535	10,435

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	当中間会計期間 (自 2026年4月1日 至 2026年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	9,406	15,226
減価償却費	1,830	1,916
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△88	△12
賞与引当金の増減額（△は減少）	△133	△306
金融商品取引責任準備金の増減額（△は減少）	359	1,261
受取利息及び受取配当金	△9,357	△14,834
支払利息	1,476	3,149
固定資産除売却損益（△は益）	18	0
投資有価証券評価損益（△は益）	―	41
預託金の増減額（△は増加）	△153,100	8,100
トレーディング商品の増減額	△1,885	△4,580
約定見返勘定の増減額	△385	760
信用取引資産及び信用取引負債の増減額	46,234	△129,246
有価証券担保貸付金の増減額（△は増加）	△5,070	△2,240
立替金及び預り金の増減額	98,272	20,632
有価証券担保借入金の増減額（△は減少）	△4,014	15,928
受入保証金の増減額（△は減少）	58,620	8,796
短期差入保証金の増減額（△は増加）	28,011	△3,686
その他	△286	△2
小計	69,907	△79,098
利息及び配当金の受取額	9,377	13,248
利息の支払額	△1,468	△2,990
法人税等の支払額	△2,488	△5,129
営業活動によるキャッシュ・フロー	75,328	△73,969
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△96	△259
無形固定資産の取得による支出	△1,937	△2,090
投資有価証券の取得による支出	△310	△370
関係会社株式の取得による支出	―	△147
投資事業組合等からの分配金による収入	96	472
その他	―	92
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,247	△2,302
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△80,000	115,000
長期借入金の返済による支出	△50	―
ストックオプションの行使による収入	0	0
配当金の支払額	△4,629	△6,429
財務活動によるキャッシュ・フロー	△84,679	108,572
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△11,598	32,301
現金及び現金同等物の期首残高	81,716	81,748
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 70,118	※1 114,049

【注記事項】

(会計方針の変更)

「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号 2025年3月11日。以下「改正金融商品実務指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用しております。これにより、改正金融商品実務指針の第132-2項を適用し、同項に規定する要件を満たす組合などの構成資産に含まれる市場価格のない株式（当社の関連会社株式を除く）について時価をもって評価し、組合等への出資の会計処理の基礎としております。なお、財務諸表に与える重要な影響はありません。

(表示方法の変更)

前中間会計期間において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「投資事業組合等からの分配金による収入」は、金額的重要性が増したため、当中間会計期間より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間のキャッシュ・フロー計算書の組替えを行っております。

この結果、前中間会計期間のキャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた96百万円は、「投資事業組合等からの分配金による収入」96百万円として組替えております。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自　2025年 4月 1日 至　2025年 9月30日)	当中間会計期間 (自　2026年 4月 1日 至　2026年 9月30日)
現金・預金	65,441百万円	107,096百万円
金銭の信託	4,677　〃	6,953　〃
現金及び現金同等物	70,118百万円	114,049百万円

(株主資本等関係)

前中間会計期間(自　2025年4月1日　至　2025年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年 6月29日 定時株主総会	普通株式	4,634	18.00	2025年 3月31日	2025年 6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年10月29日 取締役会	普通株式	6,439	25.00	2025年 9月30日	2025年11月25日	利益剰余金

当中間会計期間(自　2026年4月1日　至　2026年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年 6月28日 定時株主総会	普通株式	6,440	25.00	2026年 3月31日	2026年 6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年10月28日 取締役会	普通株式	7,216	28.00	2026年 9月30日	2026年11月24日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、オンライン証券取引サービスの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社はオンライン証券取引サービスの単一セグメントであり、セグメントごとの記載を省略しております。顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

前中間会計期間（自　2025年4月1日 至　2025年9月30日）

(単位：百万円)

	オンライン証券取引サービス
顧客との契約から生じる収益	11,347
受入手数料	11,347
委託手数料	10,819
株式・受益証券等	10,314
先物・オプション取引	505
その他	527
その他の収益	12,492
金融収益	9,438
トレーディング損益	3,054
営業収益	23,839

当中間会計期間（自　2026年4月1日 至　2026年9月30日）

(単位：百万円)

	オンライン証券取引サービス
顧客との契約から生じる収益	16,119
受入手数料	16,109
委託手数料	15,421
株式・受益証券等	14,960
先物・オプション取引	461
その他	688
その他の営業収益	10
その他の収益	17,930
金融収益	14,925
トレーディング損益	3,005
営業収益	34,048

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自　2025年 4月 1日 至　2025年 9月30日)	当中間会計期間 (自　2026年 4月 1日 至　2026年 9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	25円38銭	40円50銭
(算定上の基礎)		
中間純利益(百万円)	6,535	10,435
普通株主に帰属しない金額(百万円)	―	―
普通株式に係る中間純利益(百万円)	6,535	10,435
普通株式の期中平均株式数(株)	257,479,860	257,663,776
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	25円33銭	40円39銭
(算定上の基礎)		
中間純利益調整額(百万円)	―	―
普通株式増加数(株)	534,748	730,612
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	―	―

2 【その他】

第111期（2026年4月1日から2027年3月31日まで）中間配当について、2026年10月28日開催の取締役会において、2026年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり実施することを決議いたしました。

① 配当金の総額　7,216百万円
② 1株当たりの金額　28円00銭
③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日　2026年11月24日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月13日

松井証券株式会社
取締役会　御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辻　村　和　之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	草　地　克　紀

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている松井証券株式会社の2026年4月1日から2027年3月31日までの第111期事業年度の中間会計期間（2026年4月1日から2026年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、松井証券株式会社の2026年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・　継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。